

令和 7 年度における国立大学法人室蘭工業大学の障害者
就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針

国立大学法人室蘭工業大学

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成 24 年法律第 50 号。以下「法」という。）第 6 条の規定に基づき、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する基本方針（平成 25 年 4 月 23 日閣議決定。以下「基本方針」という。）に即して、令和 7 年度における国立大学法人室蘭工業大学（以下「本学」という。）の障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針（以下「調達方針」という。）を定める。

1 障害者就労施設等からの物品等の調達の目標

障害者就労施設等（法第 2 条第 4 項に規定する障害者就労施設等をいう。以下同じ。）からの物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達目標については、別紙のとおりとする。

2 障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する事項

本学においては、障害者就労施設等からの物品等の調達について、基本方針に即するとともに、次のとおり取り組む。

（1）調達方針の適用範囲

調達方針は、本学経理課調達係の全ての調達に適用するものとし、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図る。

（2）調達における留意事項

物品等の調達に当たっては、予算の適正な使用並びに競争性及び透明性の確保に留意しつつ、法の趣旨に基づいて、国立大学法人室蘭工業大会計規則（平成 16 年 4 月 1 日室工大規則第 26 号）第 29 条第 3 項第 5 号を適用して障害者就労施設等と随意契約を締結するなど、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図る。

また、競争参加資格を定めるに当たっては、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）第 43 条第 1 項に規定する法定雇用障害者数以上の障害者を雇用していること又は障害者就労施設等から相当程度の物品等を調達していることに配慮する等障害者の就労を促進するために必要な措置を講ずるように努める。

(3) 障害者就労施設等からの物品等の調達の推進体制

障害者就労施設等からの物品等の調達を推進するため、経理課調達係は、1の目標達成に向けて、調達の現状を把握し、実績の向上を図るために有益な情報共有を行うほか、必要に応じて、各調達担当部局等に対し指導、助言等を行う。

(4) 調達実績の報告、取りまとめ及び公表の方法

経理課調達係は、会計年度終了後に、前年度の障害者就労施設等からの物品等の調達実績を取りまとめ、法第7条第1項に基づき、ホームページ上で公表するとともに、文部科学省を通じ厚生労働大臣に通知する。

別 紙

令和 7 年度障害者就労施設等からの物品等の調達目標

【調達目標】

令和 7 年度における、障害者就労施設等からの物品等の調達については、調達実績が前年度実績を上回ることを目標とする。

【優先的に調達する物品等】

物 品	①事務用品	用紙、封筒、ゴム印 など
	②食料品・飲料品	パン、菓子類、加工食品、飲料 など
	③小物雑貨	衣類、食器類、記念品、清掃用具 など
	④その他の物品	寝具、プランター等上記以外の物品
役 務	①印刷	ポスター、チラシ、名刺などの印刷
	②クリーニング	クリーニング、リネンサプライ など
	③清掃・施設管理	清掃、除草作業、施設管理 など
	④情報処理・テープ起こし	データ入力・集計、テープ起こし など
	⑤その他のサービス・役務	袋詰、梱包、分類作業 など

※本表以外の物品等についても、障害者就労施設等から調達可能なものについては積極的に調達するよう努める。

【その他】

調達先の分類については、文部科学省で定める障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針の分類を準用する。